

業務委託契約書

収入
印紙

1 委託業務の目的 清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 2027 ホームページ制作・運用
管理業務委託

2 履行期間 自 契約締結の日 至 令和8年3月31日

3 契約金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び
地方消費税

千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---

4 契約保証金

千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---

上記委託業務について、清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 実行委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別冊仕様書及び図面に基づき頭書契約金額をもって、頭書履行期限までに委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書及び図面に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（再委託の禁止）

第2条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して、売掛債権（第12条第1項に規定する乙の契約金額の支払の請求に係る権利（委託業務完了前であっても将来完了により取得する権利を含む。）をいう。次項において同じ。）を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による売掛債権の譲渡に係る甲への通知（債権譲渡登記がされたことの通知を含む。以下この項において「通知」という。）が、甲の乙への支払手続（甲が第12条第1項の規定による乙からの支払請求に基づき、乙を当該契約金額の債権者として確定し、乙に支払をするために甲が行う一連の手続をいう。）の完了後に甲に到達した場合、乙は、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項の規定にかかわらず、当該通知の内容を甲に対抗することができない。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

（仕様書等不適合の場合の修正義務）

第5条 乙は、委託業務が仕様書又は図面等に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、乙はこれに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が著しい損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期限の延長)

第7条 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第8条 履行期限内に経済事情の激変又は予期することができない異常の理由に基づく経済情勢の変化により、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第9条 乙は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を損害金として徴収する。

2 前項の損害金は、甲が乙に契約金額を支払う時に相殺する。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に委託業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査をしなければならない。この場合において、乙は、甲が特に必要がないと認めるときを除き、検査に立ち会うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格した場合において、委託業務の成果物等引渡しを要する目的物があるときは、その目的物を遅滞なく甲に引き渡さなければならない。

4 第2項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払)

第12条 乙は、前条に規定する検査に合格したとき(前条第3項の規定による目的物の引渡しをした場合にあつては、当該目的物を引き渡したとき)は、所定の手続に従って契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、引き渡された委託業務の目的物が種類、品質、数量その他契約の内容に適合しないものであるとき(目的物の引渡しを要しない場合にあつては、第11条に規定する検査に合格した後に委託業務の内容が契約の内容に適合しないものであると判明したとき)は、乙に対し、相当の期間を定めて、その目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しその他契約の内容に適合するために必要な措置による履行の追完を請求することができるものとし、乙は、甲の請求に基

づき、自己の負担において必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができない。
- 3 第1項の規定による甲の請求に対し乙がその期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による代金の減額請求をする場合において、乙が既に契約金の全部又は一部の支払を受け、その額が減額後の代金を超えるときは、減額の請求に代えて、乙にその超える額の返還を請求することができるものとする。この場合において、乙は、甲が請求する額を甲が指定する期間内に返還しなければならない。
- 5 乙が前項の返還金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないと認められる委託業務の目的物を甲に引き渡した場合（目的物の引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が完了した時にその成果が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき）において、甲がその不適合を知った時から1年以内に乙に通知しないとき、又はその不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は第1項、第3項及び第4項の規定による請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の契約解除権）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由により当該各号に該当することとなったときは、この限りでない。

- 一 履行期限内に業務の全部又は一部の履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 乙が第2条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が検査又は監督に際し職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、違約金として契約金額の10分の1（第4項の規定により甲が契約金額の一部を支払う場合にあつては、当該支払額を契約金額から控除した額の10分の1）に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項の規定によりこの契約が解除された場合であつて、それが乙の責めに帰すべき事由によるものであるとき。
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、委託業務の履行部分又は目的物の既納部分があり、可分な部分の給付として甲が利益を受けるときは、その部分を業務の完了とみなすことができる。この場合において、甲は、当該部分の検査をし、甲が受ける利益の割合に応じて契約金額の一部を支払わなければならない。
- 5 第2項の違約金は、甲から乙に対する支払金があるときは、その支払の時に相殺する。

（談合その他不正行為による解除）

第15条 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本件契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
 - 二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - 三 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - 四 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは 各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 五 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 六 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
（談合その他不正行為があった場合の違約金等）
- 第 16 条 乙は、本件契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲に対し、違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 5 号までのうち決定の対象となる独占禁止法違反行為が、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、本件契約に関し、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項の違約金のほか、甲に対し、違約金（違約罰）として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの規定の違約金を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 4 前 3 項の規定は、本件契約の終了後においても適用があるものとする。
 - 5 乙が第 1 項及び第 2 項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
（暴力団排除措置による解除）
- 第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第 2 条第 9 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。

四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

五 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

六 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

七 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。

九 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

十 乙が、二から八までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（八に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の契約解除権）

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 第6条第1項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき又は業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

二 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。

（契約保証金）

第19条 甲は、乙が第11条に規定する検査に合格したとき（委託業務の成果物等引渡しを要する目的物がある場合にあっては当該引渡しを受けたとき）は、直ちに、乙に頭書の契約保証金を還付しなければならない。

2 第15条第1項（乙の責めに帰すべき事由によるものに限る。）若しくは第3項、第16条第1項又は第18条第1項の規定により契約が解除されたときは、頭書の契約保証金は、甲が没収する。

3 第15条第2項、第16条第2項、第17条第1項及び第2項又は第18条第2項に規定する違約金を乙が納付する場合は、当該違約金の額から頭書の契約保証金の額を控除するものとする。

（賠償金、損害金又は違約金の控除等）

第20条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は返還金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を追徴する。

（秘密の保持）

第21条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第22条 この契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（適用除外）

第23条 前各条の規定にかかわらず、契約保証金を全部免除した場合には、第20条の契約条項を適用しないものとする。ただし、甲が特に契約の保証の旨を指示した場合には、当該契約条項の

適用があるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し記名押印を行い各自保有する。

令和7年 月 日

甲 清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN TE CUBE 実行委員会
代表者 会長 土屋 明之

印

乙 住 所
氏 名

印

特記仕様書

不当介入における通報義務について

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。